

法第43条第1項第1番 感染予防対策に依る教示
(IFSG)

食品取り扱いに関する健康衛生情報

営業目的の為に下記の食品を生産、取り扱いもしくは流通させる者：

- 1 肉、鳥類の肉、またその製品
- 2 牛乳またその製品
- 3 魚、蟹、軟体動物またその製品
- 4 卵製品
- 5 乳・幼児食品
- 6 アイスクリームまたそれを使用した製品
- 7 焼き物（パン・ケーキ・ピザ等）に加熱していない中身やのせ物をした製品
- 8 調整食料品・鮮生食料品・ジャガイモサラダ・マリネ・ド製品・マヨネーズ及び乳化ソース品・食用イースト

これに加え、直接（手でもって）もしくは間接的に必用器具（例えば皿類、ナイフ・フォーク類また、その他の作業に必用な器具類）に触れる場合

もしくは、

厨房、飲食店、レストラン、社員食堂、カフェーもしくは、その他の共同給食に従事している者は、

この作業に初めて従事する前に、法第43条第1項の感染予防対策に従い保健衛生局より証書を得なければならない。

なぜ特別な予防処置が必要であるか？

上記に記載された食品類は、ある種類の病原菌が特に簡単に増殖しやすい。このような微生物に侵された食品は、人体に食品感染や食中毒を起こさせ重い病気にかかる。飲食店や共同給食では、これらは大量感染を起こす可能性が大きい。

このような理由で作業に従事する者一人一人が必要者及び自分自身の保護のために高い自己責任を持ち衛生規定管理をしなければならない。

（衛生管理規定の重点抜書きが添付1に掲載してある。）

シゲローゼ（赤痢菌）

この病原体は、シゲラバクテリアである。通常、人から人へと（手の衛生管理が悪いため）感染するが悪い食品衛生や水からも感染する。シゲレ菌は、非常に感染力が強い。という事は、ほんの少しのバクテリアに感染しただけで病気になる！ 子供達の施設でよく感染が起こる。突如として高熱が出て頭痛と痙攣を伴う腹痛がある。最初は、水のような下痢をするが、そのうちに血液が混じる。この病原菌は、ドイツにもある。つまりシゲローゼは、旅行に出てかかる典型的な病気ではなく、この発生はいつでも起こり得る感染病である。

サルモネラ感染

サルモネラの病原体は色々な種類がありこれらは、この病原体に感染した動物系（例えば肉、牛乳、卵）の食品から感染する。サルモネラ菌に感染すると通常は、急性な腹痛を伴う吐しゃ（吐いたり下痢をしたりする事）があり熱が少しでる。ただ症状の起伏は激しい。

この病原体は、世界中に広がっているので感染は常に起こり得るしまた、一番多い時期は、夏季である。

その他の病原体による飲食腸炎

またその他のバクテリア類による（例えばぶどう状球菌、特定の大腸菌、カンピロバクター、エルジニア）又は、ウイルスによる（例えば ロータ、アデノ、ノーウォークなどのウイルス）は、下痢、嘔吐または、腹痛などを引き起こし得る。

肝炎AもしくはE

病原体は、ウイルスで肝炎AかEのウイルスがついている食品から感染する。またこのウイルスに感染して1から2週間の間、排便と一緒に排泄されるので人から人への感染もある。主に大人が肝臓の肥大、食欲不振、だるさ等を伴う黄疸にかかる。肝炎Aウイルスは当地でも多いが肝炎Eウイルスは、主にアジア、アフリカ、中部アメリカにでる。（遠方旅行から持ちかえる感染！）この2つの病気は、良く似た症状で、感染方法も同じである。

肝炎Aには予防接種がある。南の国へ旅行をする場合かならず予防接種を考慮し、かかりつけの医者、会社の医師、もしくは保健所に問い合わせる事。

雇用主／主人への特別な指摘

- 1 雇用主も1 ページ目に記載された注意書の内容に所属する場合、添付1での宣言書を提出しなければならない。
- 2 1 ページ目の注意書に記載された仕事は、添付2による許可書を獲得しているか第18条連邦 - 疫病法の保健証明書を所有している者のみが就業できる。
- 3 最初の就業時に保健所の許可書が3 ヶ月を過ぎていてはいけない。
- 4 就業を始めたら1 ページ目の注意書の内容を行う人物が必用である。さらにその者は、2 ページ目に記載された感染対策法の規定を毎年教示し、その教示の参加者を記録する。
- 5 自分の証明書及び従業員の証明書、最終の教示のドキュメントを仕事場に常備する。また、従業員は、要請によっては述べてある証明書を担当の役場に提示できる様に常におこななければならない。仕事の場所変更は、公証人認定のコピー提出で良い。
- 6 あなた自身かもしくは従業員の中に2 ページ目の注意書に記載された症状が出た場合、医師の診断を受けこの中に記載された病気もしくは、述べられた病原体の分泌の状態を診察してもらわなければならない。これにより仕事場での病原体の伝染を防ぐ適当な衛生処置を取らなければならない。この件に関する情報は、食品関係観察機関役所および保健所で入手できる。
- 7 この教示は、定期的な職人衛生規定の教示を代行するものではない。

感染予防法は、当事者に下記の病気の症状が表れた場合、もしくは、医者が診断した場合には、仕事に従事することが出来ないとしている。

- 急性感染性食腸炎（急に発生した伝染性の下痢）でサルモネラ菌、シゲラ菌（赤痢菌属）、コレラバクテリア、ぶどう状球菌、カンピロバクター（サルモネラ菌に類似した病原菌）、ロータウィールスやその他の下痢を起こさせる病原菌。
- チフスもしくはパラチフス
- ウィールス肝炎A か E（肝臓の炎症）
- 当事者が傷を負っていたり、もしくは皮膚病にかかっているとその病原体が食品を通して他の人に伝染する可能性がある場合。

検便で以下の病原体が表れた場合。

- サルモネラ菌
- シゲラ菌
- 腸出血エシェリチア・コリ・バクテリア
- コレラヴィブリオ（細菌）

これらのバクテリアを排出した場合、（自分自身では、病気にかかっていると気づかなくても）食料品関係に関する仕事は、禁止される。

下記の兆候は、これらの病気の兆候である。

一日に2回以上の液状な下痢に吐き気、嘔吐、発熱が伴う事がある。

頭や腹の重圧感、関節の痛みと便秘（数日後に下痢が始まる。）に伴い高熱が出た場合は、チフスとパラチフスの兆候である。

典型的なコレラの兆候は、乳白色の下痢と脱水状態である。

皮膚や眼球が黄色っぽくなり体がだるく食欲が不振であると肝炎A か E を示唆する。

皮膚病で外傷や口の開いた傷は、赤味がかっていたり、粘液状の表面や湿りがあったり腫れていたりすると感染の可能性がある。

上記のような症状が現れた場合必ず掛かりつけの医者か社内の医師に診断を仰ぐこと！
食品関係の仕事に従事している事を医者に伝えること。また、すばやくあなたの上司にかかった病気を報告する義務がある。

（これらの病気に関してもっと知りたい場合は、添付2を参照して下さい。）

それでは、あなたがこの注意書を読み理解しました。そして仕事の従事が禁じられる事実が無いことの宣言書にサインを御願い致します。（添付1）

口頭での教示の後、雇用者もしくは、主人用の証明書をお渡しします。（添付2）

追録 I

食品関係での感染防止対策にあなたは、どのように関与できますか？

答え

- 仕事につく前に体を洗い、新しく仕事を始める場合やもちろんトイレの後、石鹸を使い水道から水を流しながら手を十分洗う。使い捨ての紙で手を拭く。
- 仕事につく前に指輪や時計を取り外す。
- 清潔な仕事着を着る。(コック帽、手袋、室内履き)
- 手や腕の小さなちょっとした傷は、防水性のカットパンでふさぐ。

追録 II

どのような病気にかかった場合、法的に仕事に従事する事が
禁じられていますか？

腸チフス、パラチフス

この病原体は、サルモネラ・チフィ及びパラチフィである。これらは、主に清潔でない水や食品から感染する。病気は、高熱が発生し平当でをしなければ数週間続く。そのほかの症状は、頭痛、腹痛、関節痛である。その他にも便秘になることがあり、そのあとには、「グリーンピースのマッシュ」のような下痢をする事が多い。良質な水と良い食品衛生管理がしてあるので当地には、この二つの病原菌はいない。

チフスとパラチフスは、同じ様な状態であるがパラチフスの病状は、チフスより重くない。

この二つの病気は、通例風土性な土地病で（アフリカ、南アメリカ、南東アジア）からか、または、自然災害や戦争などで衛生環境がドラマチックに悪くなった所にへ入りこんだ（旅行感染）地域より持ち込まれる。チフスに対しては、色々な予防接種がある。職業がら、もしくはプライベートにこのような地域に旅行する場合は、掛かりつけの医者が会社の医師もしくは、保健所に相談すること。そこで予防接種の相談を受けること。

コレラ

病原体は、コレラバクテリアである。不衛生な水及び食品から侵入する。また、人間から人間へ直接感染する。通常、嘔吐、腹痛を伴う下痢の症状がある。血痕が混入していない乳白色な下痢である。熱は、必ずしもあるとは限らない。重くなると脱水状態が激しくなる。（目が窪み皮膚がたるむ。）この病原菌も衛生環境の悪い地方で飲料水が悪質な所（東アジア、南アメリカ、アフリカ）に発生する。現在ドイツで許可されている予防接種は、推薦できない。しかし国外では、副作用が少ない、効果ある予防接種がある。インターナショナル薬局で注文可能である。このような危険地域に旅行する場合は、掛かりつけの医者、会社の医師もしくは、保険所に相談すること。